

旭川医科大学病院国際医療支援センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院国際医療支援センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院国際医療支援センター運営委員会規程（令和元年旭医大達第88号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 手術部長</p> <p>(3) 集中治療部長</p> <p>(4) <u>事務局次長（病院担当）</u></p> <p>(5) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第5号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第4号の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 手術部長</p> <p>(3) 集中治療部長</p> <p>(4) <u>病院事務部長</u></p> <p>(5) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第5号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。